

第 89 号

熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例

(熊本県育英資金貸与基金条例の一部改正)

第1条 熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第13条中「2.5パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

第2条 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を次のように改正する。

第13条中「が到来した育英資金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに」を「の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、」に、「6月につき1.5パーセント」を「つき年3パーセント」に改める。

(熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正)

第3条 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和49年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

(熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部改正)

第4条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例(平成22年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条中「2.5パーセント」を「1.5パーセント」に改める。

第5条 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を次のように改正する。

第10条中「が到来した通学支援奨学金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに」を「の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、」に、「6月につき1.5パーセント」を「つき年3パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条、第3条及び第4条並びに次項の規定は令和3年4月1日から、その他の規定は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県育英資金貸与基金条例第13条の規定、第3条の規定による改正後の熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第11

条第1項の規定及び第4条の規定による改正後の熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第10条の規定は、令和3年4月1日以後の期間に対応する延滞利息又は延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞利息又は延滞金については、なお従前の例による。

- 3 第2条及び第5条の規定の施行の際現に育英資金又は通学支援奨学金の貸与の決定を受けている者に係る延滞利息については、第2条の規定による改正後の熊本県育英資金貸与基金条例第13条及び第5条の規定による改正後の熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

現在の低金利の状況等を踏まえ、延滞利息等の利率の引下げ等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。